

平成19年5月第2回人吉市議会臨時会会議録

平成19年5月15日 火曜日

1. 議事日程 第1号

平成19年5月15日 午前10時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

2. 議事日程 第1号の2

平成19年5月15日

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議席の指定

日程第5 会期の決定

日程第6 会議録署名議員の指名

日程第7 常任委員の選任について

日程第8 議会運営委員の選任について

日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

日程第11 川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出

日程第12 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度人吉市一般会計補正予算（第5号））

日程第13 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））

日程第14 議第46号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第15 議第47号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第16 議第48号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

=====

3. 本日の会議に付した事件

・ 議事日程のとおり

=====

4 . 出席議員 (20名)

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 吾 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美 千 子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下 田 代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

5 . 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	淵 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福 祉 生 活 部 長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君

総務部次長	多武芳美君
企画部次長	上田泉君
福祉生活部次長	久本一富君
経済部次長	蓑毛幸一君
建設部次長	浦川康德君
総務課長	松岡誠也君
秘書課長	福山誠二君
財政課長	井上祐太君
福祉課長	椎葉幹夫君
農業振興課長	中村憲司君
道路計画課長	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	濱田芳彰君
水道局業務課長	尾方和敏君
教育部長	秋山健兒君
教育部次長	中村明公君
教育総務課長	坂崎博憲君
農業委員会 農事務局長	吉川泰人君
監査委員 監査局長	松江隆介君

6 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	赤池謙介君
庶務係	長	村並成二君
書	記	和泉龍二君

=====

午前10時 開会

議会事務局長（永田正二君） おはようございます。本日は一般選挙後、初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で立山議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

それでは立山勝徳議員、どうぞよろしく願いをいたします。

[臨時議長 立山勝徳君 議長席に着く]

臨時議長（立山勝徳君） 皆様、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました立山勝徳でございます。

地方自治法の107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。議長選挙が終わるまで務めさせていただきたいと思っておりますから、議員各位の皆様の御協力をよろしく願いをいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立をいたしました。よって、これより第2回人吉市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付をいたしました議事日程によって進めたいと思っております。

=====

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（立山勝徳君） 日程第1、仮議席の指定をしたいと思います。

仮議席は、ただいま御着席をされている議席を仮の議席として指定をいたします。

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	西信八郎君
6番	松田茂君
7番	村上恵一君
8番	笹山欣悟君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君

14番 立山勝徳君
15番 仲村勝治君
16番 三倉美千子君
17番 山下幸一君
18番 下田代勝君
19番 簀毛正勝君
20番 大王英二君

臨時議長（立山勝徳君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時3分 休憩

午前10時23分 開議

臨時議長（立山勝徳君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第2 議長の選挙

臨時議長（立山勝徳君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票による選挙と指名推選の2つの方法がありますが、投票による選挙することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

臨時議長（立山勝徳君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場 閉鎖]

臨時議長（立山勝徳君） ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

臨時議長（立山勝徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。ないですね。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

臨時議長（立山勝徳君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。なお、投票用紙は自由に折り曲げて投函をしてください。

[投票]

臨時議長（立山勝徳君） 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に三倉議員及び笹山議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

臨時議長（立山勝徳君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 19票

無効投票（白票） 1票

有効投票中

大王英二議員 15票

立山勝徳議員 4票

以上のとおりでございますが、この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、大王議員が議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

臨時議長（立山勝徳君） ただいま議長に当選されました大王議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いします。

議長（大王英二君）（登壇） ただいま議長選挙におきまして議員各位の御理解を得、第25代の人吉市議会議長に就任をすることになりました大王でございます。

今回、4月の統一選挙によって新しい議会議員、それと議会、そして新しい執行体制、田中市長が誕生しております。そして、市民からは新しい議会、そして、今後守るべきものはきちんと守って、伝えるべきものはきちんと将来へ託す、そういったふるさとづくりのために新しい期待の声がこの議場に届いていると思っております。そういった声に、市民の声に一つずつ耳を傾け、そして議会の円滑な、そして公平公正な議会運営に心がけていきたいと思っております。

今後とも議員各位を初め、田中市長を初め、執行部の皆さんと一緒にすばらしい議会をつくっていきたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻賜りますことをお願いし、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございます。

臨時議長（立山勝徳君） それでは、新しい議長が選任をされましたので、議長を交代をいたします。御協力ありがとうございました。

[臨時議長 立山勝徳君 退席]

[議長 大王英二君 着席]

議長（大王英二君） 早速であります、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時41分 開議

議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

この後の議事は、ただいま配付しました議事日程（第1号の2）によって行います。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第3 副議長の選挙

議長（大王英二君） それでは、日程第3、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、議長選挙と同様、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

[議場 閉鎖]

議長（大王英二君） ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

議長（大王英二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

議長（大王英二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。では、投票をお願いいたします。

[投票]

議長（大王英二君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に本村議員及び永山議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

議長（大王英二君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数	20票
有効投票	18票
無効投票（白票）	2票
有効投票中	
簗毛正勝議員	15票
立山勝徳議員	3票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、簗毛議員が副議長に当選をされました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

議長（大王英二君） ただいま副議長に当選されました簗毛議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

副議長（簗毛正勝君）（登壇） ただいま投票の結果、副議長に選出をしていただきました簗毛でございます。一言だけごあいさつ申し上げたいと存じます。

私は議長のもとに公正、公平な議会運営に心がけ、そして、また新しい新市長も誕生いたしておりますので、執行部、議会と両輪となるような議会の運営にも一生懸命努めてまいりたいと思っております。

そして、また人吉の市民の方々の福祉の向上と、そして、また新しい人吉市を目指して、心温まる人吉の実現を目指して、微力でございますけれども、精神誠意努力してまいりたいと、このように考えておりますので、どうかひとつよろしくをお願いいたします。

議長（大王英二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時7分 開議

議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第4 議席の指定

議長（大王英二君） 次に、日程第4、議席の指定をいたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定をいたします。

議員の氏名と議席番号を申し上げます。

1番	松岡隼人	議員
2番	井上光浩	議員
3番	豊永貞夫	議員
4番	川野精一	議員
5番	笹山欣悟	議員
6番	村上恵一	議員
7番	西信八郎	議員
8番	松田茂	議員
9番	永山芳宏	議員
10番	福屋法晴	議員
11番	森口勝之	議員
12番	田中哲	議員
13番	本村令斗	議員
14番	立山勝徳	議員
15番	仲村勝治	議員
16番	三倉美千子	議員
17番	山下幸一	議員
18番	下田代勝	議員
19番	簀毛正勝	議員
20番	大王英二	議員

議長（大王英二君） 以上のとおり議席を指定いたします。

発言の申し出

議長（大王英二君） ここで市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可い

たします。

市長（田中信孝君）（登壇） ごあいさつ申し上げます。

本日お集まりの20名の議員各位におかれましては、先般執行されました統一地方選挙におきまして、見事当選の榮譽を得られましたことを、心からお喜び申し上げますとともに、お祝いを申し上げる次第でございます。まことにおめでとうございます。

なお、ただいま新議長に大王英二議員、また副議長に箕毛正勝議員が選任されましたことに、あわせてお祝いを申し上げます。議員各位並びに正副議長におかれましては、多くの問題が山積しておりますが、高い見識によって、人吉市政の発展と市民の福祉の向上に御貢献されますよう御祈念申し上げます。私も皆様方と同様、今回の選挙におきまして多くの市民の皆様方から力強い御支援と温かい御厚情を賜り、初めてこの伝統ある人吉市政をお預かりすることになりました。身の引き締まる思いに満ち、責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。

現在、本市におきましては、入札制度改革や行財政改革、並びに交通体系の整備や中心市街地活性化問題など、解決しなければならない大きな課題を抱えております。とともに、私たちを取り巻く状況は、団塊の世代の大量退職が始まり、少子高齢化の進展に伴い、大きく社会構造が変わろうといたしております。

申し上げるまでもなく、議会と執行部は車の両輪の関係にございます。このような厳しい社会状況の変化の中、私は市民の代表である議会の皆様と十分話し合いを持ち、市職員と一致団結を図りながら全力を傾注いたしまして、市民の皆様方から私に付託されました4年間の市政を預かってまいり決意でございます。

議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻、そして、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。ありがとうございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第5 会期の決定

議長（大王英二君） では、次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

会議規則第5条の規定により、会期の決定をいたしますが、本日の議題に託されておりますのは議事日程のとおりでございます。したがって、会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日といたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第6 会議録署名議員の指名

議長（大王英二君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に1番、松岡隼人議員、2番、井上光浩議員を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午後2時26分 開議

議長（大王英二君）では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第7 常任委員の選任について

日程第8 議会運営委員の選任について

議長（大王英二君）次に、日程第7、常任委員の選任について及び日程第8、議会運営委員の選任についての2件を一括議題とし、委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により議長が会議に諮って指名をすることとなっております。

それでは、各常任委員及び議会運営委員の氏名を申し上げます。

まず、総務文教委員を申し上げます。松岡議員、福屋議員、田中議員、下田代議員、本村議員、箕毛議員、川野議員でございます。

次に、厚生委員を申し上げます。西議員、三倉議員、仲村議員、笹山議員、豊永議員、それと大王でございます。

次に、経済建設委員を申し上げます。井上議員、松田議員、森口議員、山下議員、村上議員、立山議員、永山議員。

次に、議会運営委員を申し上げます。松岡議員、三倉議員、永山議員、下田代議員、福屋議員、森口議員、立山議員、本村議員。

以上、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員は、直ちに各委員会において御会合の上、委員長及び副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、順番は常任委員会の方を先にお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時29分 休憩

午後3時12分 開議

議長（大王英二君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会においての互選の結果、正副委員長が次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

総務文教委員長、福屋議員、同副委員長、田中議員。厚生委員長、三倉議員、同副委員長、笹山議員。経済建設委員長、立山議員、同副委員長、永山議員。議会運営委員長、森口議員、同副委員長、本村議員。

以上でございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

議長（大王英二君） 次に、日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。人吉球磨広域行政組合議会議員に松田議員、西議員、川野議員、仲村議員、山下議員、下田代議員、笹山議員、豊永議員。

以上、8名を指名いたします。

ただいま議長において指名をしました8名の議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の議員を人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選をされました松田議員、西議員、川野議員、仲村議員、山下議員、下田代議員、笹山議員、豊永議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

議長（大王英二君） 次に、日程第10、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙においても指名推選することとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することとし、議長において指名をいたします。人吉下球磨消防組合議会議員に田中議員、井上議員、村上議員を指名します。

ただいま指名をしました3名の議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました3名の議員を人吉下球磨消防組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選をされました田中議員、井上議員、村上議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

=====

日程第11 川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出

議長（大王英二君） 次に、日程第11、川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出を議題といたします。

お諮りをいたします。川辺川総合土地改良事業組合議会議員に山下議員を選出することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、川辺川総合土地改良事業組合議会議員に山下議員を選出することに決定しました。

=====

日程第12 議第44号から日程第16 議第48号まで

議長（大王英二君） 次に、日程第12、議第44号から日程第16、議第48号までの5件について、先ほど議会運営委員会が開かれ、審議方法について協議がなされておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

11番（森口勝之君）（登壇） 平成19年5月第2回人吉市議会臨時会に当たりまして、先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されます議案の審議方法について協議をいたしておりますので御報告を申し上げます。

審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議採決することに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

議長（大王英二君） ただいまの委員長報告どおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

それでは、直ちに議第44号から議第48号までの5件を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま御提案申し上げております議案につきまして御説明申し上げます。

議第44号及び議第45号の2件は3月29日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるところでございます。

まず、議第44号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第5号）は、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、地方債の確定に伴う変更などを専決いたしましたものでございます。

歳入歳出にそれぞれ3,758万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億2,300万6,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正は、戸越地区水道整備事業の追加、特殊学級教室改修工事の廃止、岩本中神線用地取得費のほか3件の繰越額の確定による変更を行っております。

地方債の補正は、事業費の確定などに伴い8件の変更を行っております。

歳入の主なものは、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までについて、3月交付分の決定などによる補正でございます。

次に、歳出の主なものは、衛生費が老人保健医療特別会計繰出金の増でございます。予備費を631万7,000円増額いたしております。

議第45号平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、医療費の決算見込みによる歳入歳出の補正を専決いたしましたものでございまして、歳入歳出それぞれ7,070万円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億5,049万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金4,072万4,000円、国庫支出金5,433万8,000円、県支出金113万4,000円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金2,549万6,000円を追加いたしております。

歳出につきましては、医療諸費を7,070万円減額するものでございます。

議第46号から議第48号までの3件は、平成19年3月30日に法律第4号で公布され、4月1日から施行されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき3月30日に専決処分いたしました人吉市税条例の一部を改正する条例、人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例及び人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして議会の承認を求めるところ

でございます。

改正の主なものは、市民税につきましては、法人の信託財産から生じる所得について、受益者に対し法人税を課税することとしたものでございます。

固定資産税につきましては、高齢者、障害者等の住宅のバリアフリー改修にかかわる固定資産税の減額、また、複合的利用に供する鉄軌道用地の評価方法などの見直しを行ったものでございます。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険税の賦課限度額53万円を56万円に引き上げるものでございます。

以上、御提案申し上げております議案につきまして御説明申し上げました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（大王英二君） それでは、質疑、採決は1件ごとに分割して行い、議第48号については起立採決といたします。

まず、議第44号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第44号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は承認することに決しました。

次に、議第45号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第45号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第45号は承認することに決しました。

次に、議第46号について質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。（「質問席」と呼ぶ者あり）

14番（立山勝徳君） どうも失礼しました。

議第46号専決処分の承認を求める人吉市税条例の一部を改正する条例案の主な部分の改正を見てみますと、高齢者や障害者が居住する住宅で一定のバリアフリー改修工事を行った場合に翌年度の固定資産税を3分の1減額をする。そういう特例措置を創設をするというものであります。

そこでお尋ねですが、この減額対象の部分というのはどうなっているんでしょう。対象部分の範囲です。例えば、バリアフリーの改修を行ったその部分だけが対象になっていくのか、あるいは、その部分を含む家屋全体が対象になっていくのか。自己負担30万円以上、100平

米未満という条項が入ってますから、それを含めて説明をいただきたいというのが1つです。

もう一つは、ここでいう改修というのは、例えば手すりをつけましたと。手すりの取り付けとか、あるいは車いすの通路のためのスロープ通路といいますか、通路をスロープにしたとか、そういった工事も含んでバリアフリー改修ということで、総体的に考えていいものかどうか、以上、2点であります。

総務部長（沼田寛仁君） それでは、立山議員の質疑にお答え申し上げます。

今回のバリアフリー改修に伴います減額対象、面積はと、範囲はということでございますけども、今回の改正は、バリアフリー改修部分を含めます家屋全体にかかわる固定資産税を3分の1減額いたします。

なお、100平米を上限としまして、減免期間は翌年分だけとなっております。

また、改修内容でございますけども、どういうのが改修対象かということでございます。たくさんございまして、読み上げてみます。まず、廊下の拡張、それから階段の勾配緩和、それから浴室の改良、トイレの改修、手すり等の取り付け、床の段差解消、引き戸の取りかえ、最後に床の滑りどめ工事ということで、すべて工事ということが前提でございます。

以上、お答え申し上げます。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（大王英二君） 14番。

14番（立山勝徳君） 今の説明を受けたわけですが、この全体に対しての3分の1だという答弁でした。100平米というのは、例えばその改造した住宅が200平米あった場合、200平米あった場合、それに係る固定資産税の100平米分。例で言うならば200平米の100平米ですから、2分の1を掛けたやつ3分の1を1年間、そういうふうに理解をしいいわけですか。

総務部長（沼田寛仁君） おっしゃるとおり、100平米超えた場合には、案分をしまして、それに率かけて計算いたします。議員おっしゃるとおりでございます。

14番（立山勝徳君） 終わります。

議長（大王英二君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第46号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第46号は承認することに決しました。

次に、議第47号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第47号について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第47号は承認することに決しました。

次に、議第48号について質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

14番（立山勝徳君） この議第48号は、国民健康保険税の一部改正というものでありますが、現在の課税限度額が53万円でありますから、それを3万円引き上げて56万円にすると。10年ぶりのこの限度額の引き上げだというふうに聞いておるわけですが、関連して5つだけお尋ねをしておきたいと思います。

まず1点目は、この限度超過世帯数、限度超過の世帯数がどれくらいあるのか。

2点目は、それによる税収の増額はどれくらい見込まれるのか。

それから、3点目は、県下各市の状況は同じような扱いになっているのかどうか。

それから、4番目ですが、標準世帯の所得でこの限度額に達する所得額というのは、大体どれくらいになったときにこの限度額56万円を支払うということになるのか、おおよそのめどとして教えていただきたいと思います。

5番目であります、説明によりますと、中間所得者の負担軽減を図るためという一応の引き上げの理由になっております。これだけを見ても、中間所得者の軽減がどこあたりで負担軽減が出てくるのかというわからない部分がありますから、その点について、以上5点お尋ねをします。

総務部長（沼田寛仁君） それでは、お答え申し上げます。

まず、今回の引き上げによります限度超過世帯数でございますけれども、235世帯でございます。これは平成18年度の本算定時のデータをもとにしまして試算した結果、235世帯というのが出てまいりました。

この影響額でございますけれども、約711万円ほどになる見込みでございます。

それから、県下の各市の状況ですけれども、調査しておりません。しかしながら、今回は税法の改正でございます、各自治体も同様の取り扱いをしているというふうに思っております。

それから、今回の限度超過世帯の基準でございますけれども、4人家族といたしまして、固定資産税が10万円と仮定いたします。そうしました場合には、給与収入が645万6,000円を超えた方、または所得であれば462万4,800円を超えた方が対象になります。

それから、中間所得軽減でございますけれども、今議員おっしゃいましたように、数字には出てまいりません。これは今回の改正によりまして約700万ほど税収がふえますので、このことは将来の国保税の引き上げの抑止力になると思っております。ひいては、そういうことで、中間所得層の負担が軽減されるというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「14番」と呼ぶ者あり）

議長（大王英二君） 14番。

14番（立山勝徳君） 答弁をいただきましたが、4番目まではわかったんですが、5番目のその中間所得者の負担軽減ですね。実際的には軽減は出てこないというふうに思えます。ごまかしかなという気もするわけですが、一般的な概念としては、負担軽減といいますと、このレベルの負担があったとして、これがさらに下がるのが負担軽減になるだろうというふうに理解をしてるんですが、そういう立場から考えてみますと、負担軽減というのがどこに当てはまるかわからないということでありまして、ちょっと私自身も理解できない部分があるわけですが、その点については、総務部長いかに考えておられるんでしょうかね。お尋ねをしておきたいと思います。

それから、これと直接ではありませんけれども、保険税の税額の算定の場合には、御承知のように、世帯割、人数割、所得割、そして資産割、この4つの方程式から計算をされていくわけでありまして、どうも私が納得ができないのは、なぜここに資産割というのが算定の基礎項目として出てくるのかということで、以前から非常に疑問に思っているわけですが、この際聞いておきたいんですが、この資産割を健康保険税の税額算定の基準の一つに置いているところが、あるところとないところあるというふうに思ってます。このことについて執行部としてはどのような判断をされているのか。あるいは、今後どうしたいのかということがあれば、少し質疑から逸脱するかもしれませんが、考え方について聞いておきたいと思います。

以上です。

総務部長（沼田寛仁君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど言いましたように、中間所得層の負担軽減は非常に微妙な言い回しでございまして、国民健康保険税は社会保険料の性格を有しております。上限を設けないとだんだん所得の額に応じて上がっていくということで、非常に厳しくなりますので、上限を求めてございます。上限を低くしますと、中間層に負担が来ます。上限を上げることで、中間層の負担を減らすという考えでございまして、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、2点目でございますけれども、国保税の算定方式ですけれども、おっしゃるように、4方式をとっております。所得割、資産税割、均等割、平等割で4つで試算しておりますけれども、県内では14市のうち、約半数がこの資産税割を用いておりません。また、郡内でも9町村のうち7町村が用いておりません。いわゆる3点方式、いわゆる所得割、均等割、平等割でやっております。当市におきましても、前々から検討しておりまして、今議員お話がありましたように、再度検討させてもらうということでもよろしくお願い申し上げます。

以上、お答え申し上げます。（「14番」と呼ぶ者あり）

議長（大王英二君） 最後です。14番。

14番（立山勝徳君） 資産割の今後の扱いについては検討するということがありますから、

それは多としておきますが、私の感じとしても、これは資産に対しては固定資産税、あるいは都市計画税、そういった税金がかかるわけでありますから、二重課税という要素も多分に持っている面がありますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、中間所得者の負担軽減になるという条項については、答弁の方もかなり苦しい答弁でありましたけども、一応納得はできないが、そのようなものかということを受けとめておきたいと思います。

以上で終わります。

議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

13番（本村令斗君）（登壇） 議第48号専決処分の承認を求めることについて、人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この議案は、地方税法の一部改正に伴って改正されるものです。この税制改正は定率減税の全廃によって、地方税だけでも4,274億円という国民負担増には何の対策もとらず、その一方で、バブル期以上の利益を上げる大企業を優遇するという、庶民には増税、大企業、大資産家には減税の逆立ち税制を進めるものにほかありません。

本議案は、国民健康保険税の課税限度額を53万円から56万円と引き上げるものです。厚生労働省の試算によると、2007年度の限度額超過世帯は、現行のままだと全世帯の5.4%となります。厚生労働省は限度額超過世帯数の割合が5%を超えないように見直すもので、そのためには3万円の引き上げが必要としています。この3万円の引き上げは、1993年の4万円引き上げ以来の高い引き上げ額となっています。

このように、限度額超過世帯割合が5%を超える背景には、公的年金控除の縮小、老齢者控除の廃止があります。2007年は激変緩和措置の2年目となり、公的年金控除が13万円から7万円に、老齢者控除が32万円から16万円に縮小されます。このため、2006年に続き、前年と収入が同じでも、所得割額がふえ、国保税が引き上げられることとなります。現在、国保税は住民の負担能力を超えるような水準になっており、支払能力に見合ったものに抜本的に見直す必要があると思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

採決をいたします。

議第48号について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

議長（大王英二君） 起立多数。

よって、議第48号は承認することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（大王英二君） 次に、日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

総務文教委員会

(平成19年5月第2回臨時会)

事件の番号	件名	理由
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

議長（大王英二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

発言の申し出

議長（大王英二君） ここで5月31日付をもって勇退をされます淵上副市長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

副市長（淵上憲男君）（登壇） 大変おつかれのところ、議長のお許しをいただきまして、発言の機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

私ごとで大変申しわけございませんが、5月31日をもって副市長の職を辞することといたしました。昭和39年2月1日に採用以来、職員として36年5カ月、助役、副市長として6年11カ月、通算43年4カ月の長い勤めを終えることとなります。その間、市政発展のため微力を尽くしてまいりましたが、本当に市政発展にお役に立ったのかと、かえって迷惑をかけたのではないかと、内心じくじたるものがございますが、それぞれの努力がいささかなりとも寄与いたしましたとしますならば、大変大きな喜びとするところでございます。これもひとえに3代の市長を初め、先輩、同僚、後輩、また市民の皆様方、さらに議員各位の大変温かい御指導、御鞭撻があったればこそでございます。ここに深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

これからは健康に留意し、地域社会の一員として何かお役に立つことがございますれば、協力を惜しまないものでございます。

最後になりましたが、田中新市長のもと、職員も一致団結をされ、議員各位も執行部との車の両輪として本市発展のため御活躍くださることをお祈り申し上げますとともに、市長、職員、議員各位の御健勝と御多幸をあわせてお祈りを申し上げますとお礼のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（大王英二君） 副市長におかれましては、これまで市政の発展に御尽力をいただきまことにありがとうございました。今後におきましても、市民の福祉の増進のため御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変お疲れさまでした。

これをもって第2回人吉市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

午後3時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会臨時議長 立 山 勝 徳

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 松 岡 隼 人

人吉市議会議員 井 上 光 浩